

新旧対照表

改正後	改正前	備 考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月14日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（9 - 1）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第4条</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条（自動車運転代行業の要件）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審査基準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 同条第4号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2）暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条に掲げるものをいう。 同条第8号に該当する場合は、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間： 45日以内</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先： 営業所を管轄する警察署の交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問い合わせ先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（9 - 1）	根 拠 条 項：第4条	処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条（自動車運転代行業の要件）	審査基準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 同条第4号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2）暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条に掲げるものをいう。 同条第8号 に該当する場合は、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。	標準処理期間： 45日 以内	申 請 先： 営業所を管轄する警察署の交通課	問い合わせ先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）	備 考：	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成18年6月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（9 - 1）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第4条</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条（自動車運転代行業の要件）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審査基準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 同条第4号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2）暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条に掲げるものをいう。 同条第7号に該当する場合は、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間： 50日以内</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先： 営業所を管轄する警察署の交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問い合わせ先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（9 - 1）	根 拠 条 項：第4条	処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条（自動車運転代行業の要件）	審査基準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 同条第4号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2）暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条に掲げるものをいう。 同条第7号 に該当する場合は、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。	標準処理期間： 50日 以内	申 請 先： 営業所を管轄する警察署の交通課	問い合わせ先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）	備 考：	
法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（9 - 1）																						
根 拠 条 項：第4条																						
処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条（自動車運転代行業の要件）																						
審査基準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 同条第4号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2）暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条に掲げるものをいう。 同条第8号 に該当する場合は、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。																						
標準処理期間： 45日 以内																						
申 請 先： 営業所を管轄する警察署の交通課																						
問い合わせ先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）																						
備 考：																						
法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（9 - 1）																						
根 拠 条 項：第4条																						
処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条（自動車運転代行業の要件）																						
審査基準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 同条第4号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 （注2）暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条に掲げるものをいう。 同条第7号 に該当する場合は、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。																						
標準処理期間： 50日 以内																						
申 請 先： 営業所を管轄する警察署の交通課																						
問い合わせ先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）																						
備 考：																						

改正後	改正前	備考																				
<p style="text-align: center;">審査基準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月14日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（9-2）</td> </tr> <tr> <td>根拠条項：第5条第5項</td> </tr> <tr> <td>処分の概要：認定証の再交付</td> </tr> <tr> <td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td>法令の定め： 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 ・第7条（認定証の再交付の申請）</td> </tr> <tr> <td>審査基準： 判断基準は法令の定めによる。</td> </tr> <tr> <td>標準処理期間：14日以内</td> </tr> <tr> <td>申請先：営業所を管轄する警察署の交通課</td> </tr> <tr> <td>問い合わせ先：交通部交通総務課（電話043-201-0110）</td> </tr> <tr> <td>備考：</td> </tr> </table>	法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（9-2）	根拠条項：第5条第5項	処分の概要：認定証の再交付	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 ・第7条（認定証の再交付の申請）	審査基準： 判断基準は法令の定めによる。	標準処理期間：14日以内	申請先：営業所を管轄する警察署の交通課	問い合わせ先：交通部交通総務課（電話043-201-0110）	備考：	<p style="text-align: center;">審査基準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成18年6月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（9-2）</td> </tr> <tr> <td>根拠条項：第5条第5項</td> </tr> <tr> <td>処分の概要：認定証の再交付</td> </tr> <tr> <td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td>法令の定め： 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 ・第6条（認定証の再交付の申請）</td> </tr> <tr> <td>審査基準： 判断基準は法令の定めによる。</td> </tr> <tr> <td>標準処理期間：14日以内</td> </tr> <tr> <td>申請先：営業所を管轄する警察署の交通課</td> </tr> <tr> <td>問い合わせ先：交通部交通総務課（電話043-201-0110）</td> </tr> <tr> <td>備考：</td> </tr> </table>	法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（9-2）	根拠条項：第5条第5項	処分の概要：認定証の再交付	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 ・第6条（認定証の再交付の申請）	審査基準： 判断基準は法令の定めによる。	標準処理期間：14日以内	申請先：営業所を管轄する警察署の交通課	問い合わせ先：交通部交通総務課（電話043-201-0110）	備考：	
法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（9-2）																						
根拠条項：第5条第5項																						
処分の概要：認定証の再交付																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 ・第7条（認定証の再交付の申請）																						
審査基準： 判断基準は法令の定めによる。																						
標準処理期間：14日以内																						
申請先：営業所を管轄する警察署の交通課																						
問い合わせ先：交通部交通総務課（電話043-201-0110）																						
備考：																						
法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（9-2）																						
根拠条項：第5条第5項																						
処分の概要：認定証の再交付																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法令の定め： 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 ・第6条（認定証の再交付の申請）																						
審査基準： 判断基準は法令の定めによる。																						
標準処理期間：14日以内																						
申請先：営業所を管轄する警察署の交通課																						
問い合わせ先：交通部交通総務課（電話043-201-0110）																						
備考：																						

改正後	改正前	備 考
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月14日作成</p>	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成18年6月1日作成</p>	
<p>法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（9 - 3）</p>	<p>法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（9 - 3）</p>	
<p>根 拠 条 項：第8条第3項</p>	<p>根 拠 条 項：第8条第3項</p>	
<p>処 分 の 概 要：認定証の書換え</p>	<p>処 分 の 概 要：認定証の書換え</p>	
<p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p>	<p>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</p>	
<p>法 令 の 定 め：</p>	<p>法 令 の 定 め：</p>	
<p style="padding-left: 20px;">国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則</p>	<p style="padding-left: 20px;">国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則</p>	
<p style="padding-left: 20px;">・ 第10条（認定証の書換えの申請）</p>	<p style="padding-left: 20px;">・ 第9条（認定証の書換えの申請）</p>	
<p>審 査 基 準：</p>	<p>審 査 基 準：</p>	
<p style="padding-left: 20px;">判断基準は法令の定めによる。</p>	<p style="padding-left: 20px;">判断基準は法令の定めによる。</p>	
<p>標 準 処 理 期 間： 14日以内</p>	<p>標 準 処 理 期 間： 14日以内</p>	
<p>申 請 先： 営業所を管轄する警察署の交通課</p>	<p>申 請 先： 営業所を管轄する警察署の交通課</p>	
<p>問 い 合 わ せ 先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）</p>	<p>問 い 合 わ せ 先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）</p>	
<p>備 考：</p>	<p>備 考：</p>	

改正後	改正前	備 考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月14日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：自動車運転代行業の適正化に関する法律（8 - 1）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第7条第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定の取消し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"> 自動車運転代行業の適正化に関する法律 ・第3条（第7号及び第8号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第4条（認定） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 処 分 基 準： <p>自動車運転代行業の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の役員が自動車運転代行業の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続きを進めているようなとき。 <p>なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：自動車運転代行業の適正化に関する法律（8 - 1）	根 拠 条 項：第7条第1項	処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定の取消し	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"> 自動車運転代行業の適正化に関する法律 ・第3条（第7号及び第8号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第4条（認定） 	処 分 基 準： <p>自動車運転代行業の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の役員が自動車運転代行業の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続きを進めているようなとき。 <p>なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。</p>	問 い 合 わ せ 先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成27年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：自動車運転代行業の適正化に関する法律（8 - 1）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第7条第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定の取消し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"> 自動車運転代行業の適正化に関する法律 ・第3条（第6号及び第7号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第4条（認定） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 処 分 基 準： <p>自動車運転代行業の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の役員が自動車運転代行業の適正化に関する法律第3条第1号から第4号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続きを進めているようなとき。 <p>なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：自動車運転代行業の適正化に関する法律（8 - 1）	根 拠 条 項：第7条第1項	処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定の取消し	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"> 自動車運転代行業の適正化に関する法律 ・第3条（第6号及び第7号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第4条（認定） 	処 分 基 準： <p>自動車運転代行業の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の役員が自動車運転代行業の適正化に関する法律第3条第1号から第4号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続きを進めているようなとき。 <p>なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。</p>	問 い 合 わ せ 先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）	備 考：	
法 令 名：自動車運転代行業の適正化に関する法律（8 - 1）																		
根 拠 条 項：第7条第1項																		
処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定の取消し																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"> 自動車運転代行業の適正化に関する法律 ・第3条（第7号及び第8号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第4条（認定） 																		
処 分 基 準： <p>自動車運転代行業の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の役員が自動車運転代行業の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続きを進めているようなとき。 <p>なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。</p>																		
問 い 合 わ せ 先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）																		
備 考：																		
法 令 名：自動車運転代行業の適正化に関する法律（8 - 1）																		
根 拠 条 項：第7条第1項																		
処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定の取消し																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"> 自動車運転代行業の適正化に関する法律 ・第3条（第6号及び第7号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第4条（認定） 																		
処 分 基 準： <p>自動車運転代行業の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の役員が自動車運転代行業の適正化に関する法律第3条第1号から第4号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続きを進めているようなとき。 <p>なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。</p>																		
問 い 合 わ せ 先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）																		
備 考：																		
別添（略）	別添（略）																	

改正後	改正前	備 考																						
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月14日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8 - 8）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第22条第1項</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する指示</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：</td></tr> <tr><td style="height: 150px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">処 分 基 準：</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">備 考：</td></tr> </table>	法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8 - 8）	根 拠 条 項：第22条第1項	処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する指示	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：		処 分 基 準：	自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。	なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。	問 い 合 せ 先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成27年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8 - 8）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第22条第1項</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する指示</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：</td></tr> <tr><td style="height: 150px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">処 分 基 準：</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">備 考：</td></tr> </table>	法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8 - 8）	根 拠 条 項：第22条第1項	処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する指示	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：		処 分 基 準：	自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。	なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。	問 い 合 せ 先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）	備 考：	
法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8 - 8）																								
根 拠 条 項：第22条第1項																								
処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する指示																								
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																								
法 令 の 定 め：																								
処 分 基 準：																								
自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。																								
なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。																								
問 い 合 せ 先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）																								
備 考：																								
法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8 - 8）																								
根 拠 条 項：第22条第1項																								
処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する指示																								
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																								
法 令 の 定 め：																								
処 分 基 準：																								
自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。																								
なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。																								
問 い 合 せ 先： 交通部交通総務課（電話043 - 201 - 0110）																								
備 考：																								

改正後	改正前	備 考
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 営業停止命令を行う基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 政令第 5 条第 1 項第 2 号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合には、政令第 5 条第 1 項第 3 号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第 7 5 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故(人の傷害に係る事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間が 3 0 日以上であるもの又は後遺障害(道路交通法施行令別表第 2 の 3 の表に規定する後遺障害をいう。)が存するものをいう。以下同じ。)を起こした場合。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 政令第 5 条第 1 項第 2 号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合に該当したとして、千葉県知事から法第 2 3 条第 2 項の規定による要請があったときは、政令第 5 条第 1 項第 4 号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法第 4 条第 1 項、第 4 3 条第 1 項又は第 7 8 条の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合。</p> <p>ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為をした場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情がある場合には、営業停止命令を行わないことができるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第 3 及び第 4 (略)</p> <p>別表 1 から 3 まで (略)</p> <p>別添 (略)</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 営業停止命令を行う基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 政令第 5 条第 1 項第 2 号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合には、政令第 5 条第 1 項第 3 号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第 7 5 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故(人の傷害に係る事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間が 3 0 日以上であるもの又は後遺障害(道路交通法施行令別表第 1 の 2 の表に規定する後遺障害をいう。)が存するものをいう。以下同じ。)を起こした場合。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 政令第 5 条第 1 項第 2 号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合に該当したとして、千葉県知事から法第 2 3 条第 2 項の規定による要請があったときは、政令第 5 条第 1 項第 4 号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法第 4 条第 1 項、第 4 3 条第 1 項又は第 8 0 条第 1 項の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合。</p> <p>ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為をした場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情がある場合には、営業停止命令を行わないことができるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第 3 及び第 4 (略)</p> <p>別表 1 から 3 まで (略)</p> <p>別添 (略)</p>	

改正後	改正前	備 考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月14日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8-9）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第23条第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 ・第5条（営業の停止の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準： 自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別紙のとおり。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先： 交通部交通総務課（電話043-201-0110）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8-9）	根 拠 条 項：第23条第1項	処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 ・第5条（営業の停止の基準）	処 分 基 準： 自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別紙のとおり。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。	問 い 合 せ 先： 交通部交通総務課（電話043-201-0110）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成27年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8-9）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第23条第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 ・第5条（営業の停止の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準： 自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別紙のとおり。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先： 交通部交通総務課（電話043-201-0110）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8-9）	根 拠 条 項：第23条第1項	処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 ・第5条（営業の停止の基準）	処 分 基 準： 自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別紙のとおり。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。	問 い 合 せ 先： 交通部交通総務課（電話043-201-0110）	備 考：	
法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8-9）																		
根 拠 条 項：第23条第1項																		
処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 ・第5条（営業の停止の基準）																		
処 分 基 準： 自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別紙のとおり。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。																		
問 い 合 せ 先： 交通部交通総務課（電話043-201-0110）																		
備 考：																		
法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8-9）																		
根 拠 条 項：第23条第1項																		
処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 ・第5条（営業の停止の基準）																		
処 分 基 準： 自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別紙のとおり。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。																		
問 い 合 せ 先： 交通部交通総務課（電話043-201-0110）																		
備 考：																		

改正後	改正前	備 考
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 営業停止命令を行う基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 政令第 5 条第 1 項第 2 号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合には、政令第 5 条第 1 項第 3 号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第 7 5 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故(人の傷害に係る事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間が 3 0 日以上であるもの又は後遺障害(道路交通法施行令別表第 2 の 3 の表に規定する後遺障害をいう。)が存するものをいう。以下同じ。)を起こした場合。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 政令第 5 条第 1 項第 2 号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合に該当したとして、千葉県知事から法第 2 3 条第 2 項の規定による要請があったときは、政令第 5 条第 1 項第 4 号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法第 4 条第 1 項、第 4 3 条第 1 項又は第 7 8 条の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合。</p> <p>ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為をした場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰することが相当でないと認められる特別の事情がある場合には、営業停止命令を行わないことができるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第 3 及び第 4 (略)</p> <p>別表 1 から 3 まで (略)</p> <p>別添 (略)</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 営業停止命令を行う基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 政令第 5 条第 1 項第 2 号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合には、政令第 5 条第 1 項第 3 号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第 7 5 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故(人の傷害に係る事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間が 3 0 日以上であるもの又は後遺障害(道路交通法施行令別表第 1 の 2 の表に規定する後遺障害をいう。)が存するものをいう。以下同じ。)を起こした場合。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 政令第 5 条第 1 項第 2 号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合に該当したとして、千葉県知事から法第 2 3 条第 2 項の規定による要請があったときは、政令第 5 条第 1 項第 4 号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法第 4 条第 1 項、第 4 3 条第 1 項又は第 8 0 条第 1 項の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合。</p> <p>ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為をした場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰することが相当でないと認められる特別の事情がある場合には、営業停止命令を行わないことができるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第 3 及び第 4 (略)</p> <p>別表 1 から 3 まで (略)</p> <p>別添 (略)</p>	

改正後	改正前	備 考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月14日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（８－１０）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第２４条第１項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第３条（第７号及び第８号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第４条（認定） ・第５条第３項（認定拒否の通知） ・第７条第１項（認定の取消し）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２４条第１項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問い合わせ先：交通部交通総務課（電話０４３－２０１－０１１０）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table> <p>別添（略）</p>	法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（８－１０）	根 拠 条 項：第２４条第１項	処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第３条（第７号及び第８号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第４条（認定） ・第５条第３項（認定拒否の通知） ・第７条第１項（認定の取消し）	処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２４条第１項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。	問い合わせ先：交通部交通総務課（電話０４３－２０１－０１１０）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成２７年４月１日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（８－１０）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第２４条第１項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第３条（第６号及び第７号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第４条（認定） ・第５条第３項（認定拒否の通知） ・第７条第１項（認定の取消し）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２４条第１項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問い合わせ先：交通部交通総務課（電話０４３－２０１－０１１０）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table> <p>別添（略）</p>	法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（８－１０）	根 拠 条 項：第２４条第１項	処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第３条（第６号及び第７号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第４条（認定） ・第５条第３項（認定拒否の通知） ・第７条第１項（認定の取消し）	処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２４条第１項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。	問い合わせ先：交通部交通総務課（電話０４３－２０１－０１１０）	備 考：	
法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（８－１０）																		
根 拠 条 項：第２４条第１項																		
処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第３条（第７号及び第８号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第４条（認定） ・第５条第３項（認定拒否の通知） ・第７条第１項（認定の取消し）																		
処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２４条第１項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。																		
問い合わせ先：交通部交通総務課（電話０４３－２０１－０１１０）																		
備 考：																		
法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（８－１０）																		
根 拠 条 項：第２４条第１項																		
処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第３条（第６号及び第７号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第４条（認定） ・第５条第３項（認定拒否の通知） ・第７条第１項（認定の取消し）																		
処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２４条第１項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。																		
問い合わせ先：交通部交通総務課（電話０４３－２０１－０１１０）																		
備 考：																		

改正後	改正前	備 考																								
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月14日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（８－１１）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第２５条第２項第１号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する指示</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先：交通部交通総務課（電話０４３－２０１－０１１０）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（８－１１）	根 拠 条 項：第２５条第２項第１号	処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する指示	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：		処 分 基 準：	自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。	なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。		問 い 合 せ 先：交通部交通総務課（電話０４３－２０１－０１１０）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成２７年４月１日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（８－１１）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第２５条第２項第１号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する指示</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準：</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先：交通部交通総務課（電話０４３－２０１－０１１０）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（８－１１）	根 拠 条 項：第２５条第２項第１号	処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する指示	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：		処 分 基 準：	自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。	なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。		問 い 合 せ 先：交通部交通総務課（電話０４３－２０１－０１１０）	備 考：	
法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（８－１１）																										
根 拠 条 項：第２５条第２項第１号																										
処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する指示																										
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																										
法 令 の 定 め：																										
処 分 基 準：																										
自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。																										
なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。																										
問 い 合 せ 先：交通部交通総務課（電話０４３－２０１－０１１０）																										
備 考：																										
法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（８－１１）																										
根 拠 条 項：第２５条第２項第１号																										
処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する指示																										
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																										
法 令 の 定 め：																										
処 分 基 準：																										
自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。																										
なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。																										
問 い 合 せ 先：交通部交通総務課（電話０４３－２０１－０１１０）																										
備 考：																										

改正後	改正前	備 考
<p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;">自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 営業停止命令を行う基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 政令第 5 条第 1 項第 2 号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合には、政令第 5 条第 1 項第 3 号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第 7 5 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故(人の傷害に係る事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間が 3 0 日以上であるもの又は後遺障害(道路交通法施行令 別表第 2 の 3 の表に規定する後遺障害をいう。)が存するものをいう。以下同じ。)を起こした場合。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 政令第 5 条第 1 項第 2 号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合に該当したとして、千葉県知事から法第 2 3 条第 2 項の規定による要請があったときは、政令第 5 条第 1 項第 4 号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法第 4 条第 1 項、第 4 3 条第 1 項又は 第 7 8 条 の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合。</p> <p>ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為をした場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰することが相当でないと認められる特別の事情がある場合には、営業停止命令を行わないことができるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第 3 及び第 4 (略)</p> <p>別表 1 から 3 まで (略)</p> <p>別添 (略)</p>	<p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;">自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 営業停止命令を行う基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 政令第 5 条第 1 項第 2 号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合には、政令第 5 条第 1 項第 3 号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第 7 5 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故(人の傷害に係る事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間が 3 0 日以上であるもの又は後遺障害(道路交通法施行令 別表第 1 の 2 の表に規定する後遺障害をいう。)が存するものをいう。以下同じ。)を起こした場合。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 政令第 5 条第 1 項第 2 号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合に該当したとして、千葉県知事から法第 2 3 条第 2 項の規定による要請があったときは、政令第 5 条第 1 項第 4 号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法第 4 条第 1 項、第 4 3 条第 1 項又は 第 8 0 条第 1 項 の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合。</p> <p>ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為をした場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰することが相当でないと認められる特別の事情がある場合には、営業停止命令を行わないことができるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第 3 及び第 4 (略)</p> <p>別表 1 から 3 まで (略)</p> <p>別添 (略)</p>	

改正後	改正前	備 考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月14日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8-12）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第25条第2項第2号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 ・第5条（営業の停止の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準： 自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別紙のとおり。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問い合わせ先：交通部交通総務課（電話043-201-0110）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8-12）	根 拠 条 項：第25条第2項第2号	処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 ・第5条（営業の停止の基準）	処 分 基 準： 自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別紙のとおり。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。	問い合わせ先：交通部交通総務課（電話043-201-0110）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成27年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8-12）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第25条第2項第2号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 ・第5条（営業の停止の基準）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準： 自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別紙のとおり。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問い合わせ先：交通部交通総務課（電話043-201-0110）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8-12）	根 拠 条 項：第25条第2項第2号	処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 ・第5条（営業の停止の基準）	処 分 基 準： 自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別紙のとおり。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。	問い合わせ先：交通部交通総務課（電話043-201-0110）	備 考：	
法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8-12）																		
根 拠 条 項：第25条第2項第2号																		
処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 ・第5条（営業の停止の基準）																		
処 分 基 準： 自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別紙のとおり。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。																		
問い合わせ先：交通部交通総務課（電話043-201-0110）																		
備 考：																		
法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8-12）																		
根 拠 条 項：第25条第2項第2号																		
処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 ・第5条（営業の停止の基準）																		
処 分 基 準： 自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別紙のとおり。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。																		
問い合わせ先：交通部交通総務課（電話043-201-0110）																		
備 考：																		

改正後	改正前	備 考
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 営業停止命令を行う基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 政令第 5 条第 1 項第 2 号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合には、政令第 5 条第 1 項第 3 号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第 7 5 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故(人の傷害に係る事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間が 3 0 日以上であるもの又は後遺障害(道路交通法施行令別表第 2 の 3 の表に規定する後遺障害をいう。)が存するものをいう。以下同じ。)を起こした場合。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 政令第 5 条第 1 項第 2 号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合に該当したとして、千葉県知事から法第 2 3 条第 2 項の規定による要請があったときは、政令第 5 条第 1 項第 4 号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法第 4 条第 1 項、第 4 3 条第 1 項又は第 7 8 条の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合。</p> <p>ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為をした場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰することが相当でないと認められる特別の事情がある場合には、営業停止命令を行わないことができるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第 3 及び第 4 (略)</p> <p>別表 1 から 3 まで (略)</p> <p>別添 (略)</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 営業停止命令を行う基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 政令第 5 条第 1 項第 2 号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合には、政令第 5 条第 1 項第 3 号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第 7 5 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故(人の傷害に係る事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間が 3 0 日以上であるもの又は後遺障害(道路交通法施行令別表第 1 の 2 の表に規定する後遺障害をいう。)が存するものをいう。以下同じ。)を起こした場合。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 政令第 5 条第 1 項第 2 号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合に該当したとして、千葉県知事から法第 2 3 条第 2 項の規定による要請があったときは、政令第 5 条第 1 項第 4 号の規定により営業停止命令を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法第 4 条第 1 項、第 4 3 条第 1 項又は第 8 0 条第 1 項の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合。</p> <p>ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為をした場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰することが相当でないと認められる特別の事情がある場合には、営業停止命令を行わないことができるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第 3 及び第 4 (略)</p> <p>別表 1 から 3 まで (略)</p> <p>別添 (略)</p>	

改正後	改正前	備 考																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月14日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8-13）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第25条第2項第3号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条（第7号及び第8号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第4条（認定） ・第5条第3項（認定拒否の通知） ・第7条第1項（認定の取消し）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第1項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問い合わせ先：交通部交通総務課（電話043-201-0110）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table> <p>別添（略）</p>	法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8-13）	根 拠 条 項：第25条第2項第3号	処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条（ 第7号 及び 第8号 を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第4条（認定） ・第5条第3項（認定拒否の通知） ・第7条第1項（認定の取消し）	処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第1項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。	問い合わせ先：交通部交通総務課（電話043-201-0110）	備 考：	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成27年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8-13）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第25条第2項第3号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条（第6号及び第7号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第4条（認定） ・第5条第3項（認定拒否の通知） ・第7条第1項（認定の取消し）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第1項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問い合わせ先：交通部交通総務課（電話043-201-0110）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table> <p>別添（略）</p>	法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8-13）	根 拠 条 項：第25条第2項第3号	処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条（ 第6号 及び 第7号 を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第4条（認定） ・第5条第3項（認定拒否の通知） ・第7条第1項（認定の取消し）	処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第1項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。	問い合わせ先：交通部交通総務課（電話043-201-0110）	備 考：	
法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8-13）																		
根 拠 条 項：第25条第2項第3号																		
処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条（ 第7号 及び 第8号 を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第4条（認定） ・第5条第3項（認定拒否の通知） ・第7条第1項（認定の取消し）																		
処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第1項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。																		
問い合わせ先：交通部交通総務課（電話043-201-0110）																		
備 考：																		
法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8-13）																		
根 拠 条 項：第25条第2項第3号																		
処 分 の 概 要：自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第3条（ 第6号 及び 第7号 を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・第4条（認定） ・第5条第3項（認定拒否の通知） ・第7条第1項（認定の取消し）																		
処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第1項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。 なお、処分の公表を別添「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。																		
問い合わせ先：交通部交通総務課（電話043-201-0110）																		
備 考：																		